

委員会提出議案第1号

紀の川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年9月28日提出

紀の川市議会議長 竹村広明様

提出者 紀の川市議会  
議会運営委員会委員長 川原一泰

提案理由

予算決算常任委員会の設置に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市議会委員会条例（平成17年紀の川市条例第230号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p>	<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）総務文教常任委員会 8人</u></p> <p><u>ア 市長公室、企画部、総務部、危機管理部及び地域振興部の所管に関する事項</u></p> <p><u>イ 会計管理者の所管に関する事項</u></p> <p><u>ウ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項</u></p> <p><u>エ 教育委員会の所管に関する事項</u></p> <p><u>オ 所管に係る請願、陳情等の審査</u></p> <p><u>カ 他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p><u>（2）厚生常任委員会 7人</u></p> <p><u>ア 市民部、保健福祉部及び水道部の所管に関する事項</u></p> <p><u>イ 所管に係る請願、陳情等の審査</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総務文教常任委員会 8人</u></p> <p>ア <u>市長公室、企画部、総務部、危機管理部及び地域振興部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>会計管理者の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項</u></p> <p>エ <u>教育委員会の所管に関する事項</u></p> <p>オ <u>所管に係る請願、陳情等の審査</u></p> <p>カ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>厚生常任委員会 7人</u></p> <p>ア <u>市民部、保健福祉部及び水道部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>所管に係る請願、陳情等の審査</u></p> <p>(3) <u>産業建設常任委員会 7人</u></p>	<p>(3) <u>産業建設常任委員会 7人</u></p> <p>ア <u>建設部及び農林商工部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>農業委員会の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>所管に係る請願、陳情等の審査</u></p> <p>(4) <u>予算決算常任委員会 22人</u></p> <p>ア <u>予算の審査に関する事項</u></p> <p>イ <u>決算の審査に関する事項</u></p> <p>2 <u>議員は、前項第1号から第3号までに規定する常任委員会のいずれか一の委員とならなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>ア <u>建設部及び農林商工部の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>農業委員会の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>所管に係る請願、陳情等の審査</u> (新設)</p>	<p>3 <u>議員は、同時に二を超える常任委員となることができない。</u></p>

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、平成30年3月に招集する定例会から施行する。